

岩沼市クーリングシェルター募集要項

(目的)

- 1 熱中症による人の健康に係る被害の発生防止等を目的とし、気候変動適応法*¹が改正され、指定暑熱避難施設(以下、「クーリングシェルター*²」という。)を市町村長が指定できるようになりました。

市では、熱中症による健康被害を予防し、市民の生命と健康を守るため、クーリングシェルターを運用し、市と共に熱中症対策に取り組んでいただける民間施設を募集します。

- *¹…地球温暖化などの気候変動に対する適応を推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律
- *²…冷房設備を有し、熱中症特別警戒アラート発表時に不特定多数の者へ開放が義務付けられる施設

(実施内容)

- 2 熱中症対策として市民が休憩できる場所として当該施設管理者は以下の内容を実施します。
 - (1)施設の出入り口や当該箇所等、見やすい場所へのクーリングシェルターのぼり旗又はポスターの掲示
 - (2)適切な空調の管理

(応募資格)

- 3 応募資格は市内所在の施設で、以下の要件を満たす施設とします。
 - (1)適当な冷房設備を有すること
 - (2)県内に熱中症特別警戒アラートが発表された時は、当該施設を市民、その他の者に開放することができること
 - (3)受け入れることが可能であると見込まれる人数に応じた一人当たり滞在することが可能な空間が適切に確保されていること

(運用期間)

- 4 クーリングシェルターの運用期間は、熱中症警戒アラートの運用期間である 4 月第 4 水曜日 から 10 月第 4 水曜日 までとします。
ただし、初年度は協定締結日～10 月第 4 水曜日 までとします。

(募集期間)

5 随時受付を行います。

(応募方法)

6 応募用紙に必要事項を記入の上、電子メール、FAX 又は郵送によって以下の提出先に提出してください。

岩沼市健康福祉部健康増進課

郵便番号：989-2480

住所：岩沼市桜一丁目6番20号

電話番号：0223-23-0794

FAX 番号：0223-22-1315

電子メール：hokenshi@city.iwanuma.miyagi.jp

(提出後の流れ)

7 応募用紙提出後の流れは以下のとおりです。

- (1)市と施設責任者で協定内容の協議
- (2)協定の締結
- (3)クーリングシェルター施設情報の公表(市ホームページ等)
- (4)クーリングシェルター運用開始

(協定の有効期間)

8 協定で定めた有効期間満了の2か月前までに協定の更新をしない旨の申し出がなかった場合には、協定は引き続き同一の条件で1年更新されるものとし、以後も同様とします。

(協議)

9 協定について疑義が生じた時又は協定に定めがない事項について取り扱いを定める必要があるときは、その都度協議して定めます。